

指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者
支援施設及び指定保護施設等における

不在者投票事務処理要領

柏市選挙管理委員会

目 次

1 不在者投票制度	1
2 指定病院等における不在者投票ができる者	1
3 不在者投票ができる期間	2
4 不在者投票管理者	2
5 投票用紙及び投票用封筒の請求の方法	4
6 投票用紙及び投票用封筒の交付	5
7 投票記載所の設備	6
8 投票立会人の立会い	6
9 不在者投票の方法	6
10 不在者投票の送致	8
11 投票用紙等の返還	9
12 不在者投票に関する経費	9
13 指定病院等における不在者投票の管理に関する質疑応答集	10

(凡例) 法公職選挙法

令公職選挙法施行令

規 則.....公職選挙法施行規則

審査令.....最高裁判所裁判官国民審査法施行令

(例) 令 55② → 公職選挙法施行令第 55 条第 2 項

1. 不在者投票制度

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票しなければなりません（法 44）。

しかし、選挙人の中には、職務、業務の都合又は病気等のため、選挙の当日投票所へ行けない者もありますので、できるだけ多くの者が選挙権を行使できるように不在者投票制度が設けられています。

この不在者投票制度の一つとして、都道府県の選挙管理委員会（以下「県選管」という。）の指定する病院・老人ホーム・その他の施設（以下「指定病院等」という。）に入院中又は入所中の者は、不在者投票管理者である病院長又は施設長の管理のもとにその病院内又は施設内においても投票することができることとされています（法 49、令 55②④）。

指定病院等におけるこの制度は手続が複雑ですが、これは、選挙人の便宜をはかることと投票の秘密・公正の原則とを調和させるためのやむを得ない措置ですので、不在者投票管理者である病院長等は、この点を理解し、違法な取扱いをしないよう十分注意してください。

2. 指定病院等における不在者投票ができる者（法 48 の 2、法 49）

県選管の指定する病院（以下「指定病院」という。）に入院中の選挙人、県選管の指定する老人ホーム（以下「指定老人ホーム」という。）に入所中の選挙人又は県選管の指定する原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、県選管の指定する身体障害者支援施設若しくは県選管の指定する保護施設（以下「その他の指定施設等」という。）に入所中の選挙人で不在者投票事由（下記の 2 号及び 3 号又は例外的に 1 号）に該当する者に限られます。

（1）2 号事由

用務又は事故のため、その属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

所属投票区の区域外の病院等に入院加療中の歩行可能な選挙人は本号に該当します。

（歩行が困難な者は、3 号事由になります。3 号事由の場合には、病院等は所属投票区の区域内でもよいことになります。）

（2）3 号事由

疾病、負傷、妊娠、老衰、身体障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

- ① 疾病、負傷等により歩行が困難であることとは、選挙当日、これらの理由によって歩行が困難であると予想される場合のことであって、不在者投票を行うとき、現に歩行が困難でなくとも結構です。例えば、選挙当日は手術を行うのでその前の歩行可能な間に投票しようとする場合等が考えられます。

- ② 病院等に入院中の者であっても歩行が容易な者は3号事由には該当しません（但し、病院等が所属投票区の区域外にあれば2号事由に該当し、不在者投票をすることができます。）。
- ③ 病院に入院中の者で軽い歩行はできるが乗物に乗ることが禁止されている者の場合は、不在者投票をすることができます。

【指定病院等において不在者投票ができる者・できない者】

	所属投票区の <u>区域内</u> の指定 病院等に入院中・入所中	所属投票区の <u>区域外</u> の指定 病院等に入院中・入所中
歩行可能な人（外出可能）	原則できない（※）	で き る（2号事由）
病気、負傷等のため歩行が 困難な人	で き る（3号事由）	で き る（3号事由）

（※）所属投票区の区域内の指定病院等に入院・入所中で歩行可能な人であっても、例外的に **1号事由**（投票期日に所属投票区の区域内において、親族の冠婚葬祭に出席する場合等）に該当する場合は、不在者投票をすることができます。

3. 不在者投票ができる期間（法 270、令 58、審査令 13）

- （1） 選挙期日の公示（告示）日の翌日から選挙の期日の前日までの間で、午前8時30分から午後5時まで
- （2） 不在者投票は、選挙当日、投票所を閉鎖する時刻までに投票管理者に到達しないと無効になりますので、郵送の時間等を考慮して、余裕をもって投票してください。

4. 不在者投票管理者

（1）不在者投票を管理する者

不在者投票は、不在者投票管理者の管理のもとに執行されます。

指定病院にあっては病院長が、指定老人ホームにあっては老人ホームの長が、その他の指定施設等にあっては施設の長が、それぞれ不在者投票管理者となります。

しかし、病院長、老人ホームの長又は施設の長（以下「病院長等」という。）が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることはできません（令 55⑧）。

このような場合や病院長等に事故があり、又は欠けた場合には、病院長の職務を代理すべき者、老人ホームの長の職務を代理すべき者又は施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります（令 55⑨）。

(2) 不在者投票管理者の主たる事務

- ① 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をすること。
- ② 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行すること。
 - (ア) 選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること（令 50④）。
 - (イ) 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと（令 53④）。
 - (ウ) 投票用紙、投票用封筒（及び不在者投票証明書（選挙人本人の請求の場合のみ））を点検すること（令 58①、②）。
 - (エ) 立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること（令 58③で準用する令 56③）。
なお、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めること（法 49⑩）。
 - (オ) 不在者投票記載所の設備をすること（令 58④で準用する令 32）。
 - (カ) 代理投票の申請を受け、その許可を決定すること（令 58④で準用する令 56④、⑤）。
 - (キ) 投票の終わった不在者投票を送致すること（令 60①）。

(3) 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の点に留意して、事務処理をしてください。

- ① 投票用紙及び投票用封筒の取扱いに当たっては、盗難、紛失、汚損等が絶対に生じることのないよう厳重かつ適正な保管・管理体制に万全を期すようお願いします。
- ② 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないことになっていますので、特に注意してください（法 135②）。
- ③ 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所では、候補者の氏名等を記載したポスターをはじめ、選挙に関係する文書は投票に影響を与えるおそれがありますので掲示しないでください。
- ④ 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いでありますので、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討してください。
- ⑤ 勘や過去の経験に頼らず、常に法規、実例、判例等に根拠をおいて、適確に処理してください（疑わしい点については、自分の考えだけで処理しないで県や市区町村の選挙管理委員会へ遠慮なくおたずねください）。
- ⑥ 投票事務は、確実さと迅速さが要求されますので、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を立ててください。

- ⑦ 事務の管理・執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人の投票に影響を与えることのないようにしてください。

例えば、不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、代理投票等における記載義務違反、立会人の義務を怠る罪（法 226、227、237、237 の 2、238、255）等が、また、何人も不在者投票記載所において、正当な理由がなく選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行った場合は、投票干渉罪（法 228）が適用されるおそれがあります。（不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように留意してください。）

5. 投票用紙及び投票用封筒の請求の方法

投票用紙及び投票用封筒を請求する方法は、（１）病院長等又はこれらの代理人（以下「不在者投票管理者」）が選挙人に代わって請求する方法と、（２）選挙人が自ら請求する方法の二つの方法があります（令 50）。

不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の公示（告示）日の前においても行うことができます。

ただし、船員である選挙人がその選挙人名簿の属する市区町村以外の市区町村で総務省令で指定された市区町村の選挙管理委員会の委員長に請求する方法による場合は選挙の期日の公示（告示）日の翌日からとなっています（令 50①、51①）。

（１）不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法

不在者投票管理者は、病院に入院中の患者、老人ホームに入所中の者又は施設に入所中の者から投票用紙及び投票用封筒の請求の依頼があり、その者について不在者投票をする正当な事由があると認めた場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会に対し請求します（令 50④）。

なお、請求をする際には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設で投票する旨を、また目の見えない者である場合は点字投票をする旨を申し立てなければなりません（令 50③）。

不在者投票管理者が選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒を請求する場合は、必ず選挙人から、別添の「依頼状」を受け取ってください。

選挙人からこの依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

（２）選挙人が自ら請求する方法

病院に入院中の患者、老人ホーム又は施設に入所中の者が、不在者投票管理者に依頼しないで、自ら自己の登録されている選挙人名簿の属する市区町村選挙管理委員会の委員長に対して次の文書を添えて直接に、又は郵便等により請求します（令 50①）。

- ・不在者投票の事由に該当する旨の宣誓（令 52）
 - ・投票用紙及び投票用封筒の請求（令 50）
- } 宣 誓 書
(兼請求書)

なお、選挙人がこの方法で請求する際には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設で投票する旨を、また盲人であるために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令 50①③）。

（３）入院又は入所中の選挙人が船員であるときの請求方法

入院又は入所中の選挙人が船員である場合は、上記（１）又は（２）の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません（令 50⑥）。

また、その船員についてその選挙人名簿の属する市区町村以外の市区町村で総務省令で指定された市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合（（１）の方法に限られます）には、更に船員手帳の提示が必要となります（令 51②）。

6. 投票用紙及び投票用封筒の交付

5 の請求後、投票用紙等は、市区町村選挙管理委員会の委員長から直接交付されるか又は郵便等により送付されます。

（１）5（１）による請求（不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法）の場合

- ① 投票用紙
- ② 投票用封筒（外封筒、内封筒）

不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒を受け取ったら、直ちにこれを選挙人に渡さなければなりません（令 53④）。

（２）5（２）による請求（選挙人が自ら請求する方法）の場合

- ① 投票用紙
- ② 投票用封筒（外封筒、内封筒）
- ③ 不在者投票証明書

（不在者投票証明書用封筒に入っています。開封すると投票できません。）

（３）5（３）又は（４）による請求（入院又は入所中の選挙人が船員又は南極選挙人証の交付を受けている者であるときの請求方法）の場合

上記の（１）又は（２）の書類の他に、請求の際に提示した「選挙人名簿登録証明書」又は「南極選挙人証」が返送されます。

※ 交付又は郵便等により送付された投票用紙等は、選挙人における保管が困難であると判断される場合においては、選挙人の了解を得て、不在者投票日まで不在者投票管理者において保管することができます。この場合は、カギのかかる金庫等に入れて厳重に

保管してください。

7. 投票記載所の設備

不在者投票管理者は、投票記載所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当の設備をしなければなりません（令 58④で準用する令 32）。

なお、投票の記載をする場所には、候補者の氏名等を記載したポスターをはじめ、選挙に関係する文書は投票に影響を与えるおそれがあるので掲示しないでください。

8. 投票立会人の立会い（令 58③、令 56③、法 49⑩）

（1）立会人の選任

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち合わせなければなりません。立会人がなく行われた投票は無効となりますので最低 1 人の立会人の立会いがなければなりません（令 58③で準用する令 56③）。

また、立会人は不在者投票管理者、その補助者、代理投票の補助者を兼ねることはできません。なお、立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

（2）公正な実施の確保（外部立会人の選任）

不在者投票管理者は、当該指定施設の所在する市区町村の選挙管理委員会が選定又は任命をした者（外部立会人）を投票に立ち合わせるなど、不在者投票の公正な実施の確保に努めることとされています（法 49⑩）。

【外部立会人の選任方法】

- ① 市区町村の選挙管理委員会と不在者投票管理者が連絡・調整を行った上で外部立会人を選定し、不在者投票管理者がその者を選任する方法
- ② 市区町村の選挙管理委員会が、外部立会人を特別職の地方公務員と位置づけた上で指定施設ごとに個別に任命し、不在者投票管理者がその者を選任する方法

9. 不在者投票の方法

（1）不在者投票をさせる前にしなければならないこと

① 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、正規のものであるかどうか、選挙人であるかどうか確認してください（令 58①）。

投票用紙に候補者の氏名等が既に記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせた上、正規の不在者投票を行わせてください。

② 不在者投票証明書の点検（選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合）

選挙人が自ら投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提示させ、その封筒が開封されていないかどうかを点検してください。開封されているときには選挙人が誤って開封したかどうかにかかわらず、投票させることはできません（令 58②）。

上記の点検の際に、不在者投票をする指定病院、指定老人ホーム又はその他の指定施設等と不在者投票証明書の「投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称」欄が一致するかどうかを確かめ、一致しない時又は記入のない時は選挙人にその理由を聴き、正当な理由があるときは投票させても構いませんが、その理由を不在者投票証明書の余白に記録する等の措置をとることが適当です。

（２）不在者投票の手続

① 選挙人が自ら記載し投票する場合

不在者投票管理者は、投票記載所において、選挙人に自ら投票用紙へ当該選挙の候補者１人の氏名等（選挙の種類により記載内容は異なります）を記載させてください。これを投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせ、ついで投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせた後、その表面に署名させ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させてください（令 58①②）。

（注）１ 不在者投票管理者は選挙権を有する者を立ち会わせてください。

２ 署名を忘れたり、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載してはなりません。

３ 署名の下に捺印するとか、投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

４ 点字投票があったときの投票用封筒（外封筒）の表面の署名は、投票用封筒（内封筒）を入れる前に点字で打たせてください。

② 代理投票を希望する者がいる場合

代理投票というのは、心身の故障その他の事由のため候補者の氏名を自署できない選挙人がいるとき、不在者投票管理者に申請させて代理で投票させることをいいます。この場合、代理投票についての意思確認は口頭によっても結構です。

具体的な手続は、次のとおりです（令 58④で準用する令 56④）。

（ア） 立会人の意見を聴いて不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから補助者２名を定めてください。

（イ） 投票記載所で補助者１人の立会いの下に他の補助者１人に選挙人の指示する候補者等（選挙の種類により記載内容は異なります）を記載させてください。

(ウ) 記載した投票用紙を選挙人に示した上、投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせて、さらに内封筒を投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせてください。

(エ) 外封筒の表面に選挙人の氏名を（代理投票の仮投票の場合は、投票者欄の下の余白に当該補助者の氏名も）記載させて直ちに提出させてください。

なお、選挙人に代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いた上で拒否することになります（令 41）。

③ ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が著しく困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある場合に限り、ベッドの上ですることができます。

この場合には、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。なお、この場合には、ベッドのある室内に選挙運動用ポスター等は掲示することができないので注意してください。

10. 不在者投票の送致（令 60①）

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った後、次のとおり処理してください。

- (1) 投票用封筒（外封筒）の所定の欄に投票の年月日及び場所を記載の上、不在者投票管理者の記名をし、投票に立ち会った立会人には署名をさせてください。
- (2) 投票を不在者投票証明書（名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合のみ）とともに他の適当な封筒に入れて封をしてください。
- (3) 封筒の表面に「不在者投票在中」と記載してください。
- (4) 封筒の裏面に記名して印を押し、直ちにこれを名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付してください。

なお、不在者投票は不在者投票管理者から選挙人の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区又は指定投票区の投票管理者に送致されますが、投票日の投票所を閉じる時刻（午後8時）までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を配慮の上、送付してください。郵送する場合には、土日祝も配達される「レターパックプラス」の使用を推奨しております。

(注) 投票用封筒（外封筒）に投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名がないと、その投票は受理されないこととなりますので、忘れないよう注意してください。なお、投票用封筒（外封筒）の立会人の署名には、ゴム印を使用することはできません。必ず自書してください。

1 1. 投票用紙等の返還

選挙人から依頼を受け、投票用紙及び投票用封筒を代理請求して受領したが、当該選挙人が投票用紙及び投票用封筒を不在者投票管理者から受領する前に退院してしまった場合は、直ちに交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に連絡をした上で、経緯を詳細に記載した書面を添えて、投票用紙及び投票用封筒を至急、市区町村の選挙管理委員会へ返還してください。

また、選挙人から依頼を受け、投票用紙及び投票用封筒を代理請求したものの、当該選挙人が何らかの理由で不在者投票をしない場合や、不在者投票のできる期間中施設内において不在者投票をする意思がなくなった旨、文書による申出があったような場合は、施設での不在者投票ができなくなる旨を選挙人によく説明した上で、投票用紙及び投票用封筒を交付を受けた市区町村の選挙管理委員会へ返還してください。

なお、投票用紙及び投票用封筒を市区町村の選挙管理委員会に返還すると、選挙の期日の当日、当該選挙人は指定された投票所で通常通りの投票をすることができます。返還されないと投票所へ行っても投票することができません。

1 2. 不在者投票に関する経費

(1) 不在者投票に要する経費

不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人1人につき1,236円で
す。当該経費は、「請求書」に「不在者投票者名簿」を添えて選挙期日後15日以内に
市区町村の選挙管理委員会に請求してください。

(2) 外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費

① 市区町村の選挙管理委員会と不在者投票管理者が連絡・調整を行った上で外部立会人を選定し、不在者投票管理者がその者を選任した場合

不在者投票管理者から外部立会人に対し謝金及び旅費を支給します。謝金及び旅費の額は、1人1日12,400円(8.5時間分)を上限としており、1日のうち一部の時間について従事した場合には、従事時間数($12,400 \times \text{従事時間} / 8.5 = \text{支払額}$ (小数第一位四捨五入))に応じた額となります。

なお、1日の従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。また、1日の従事時間が7時間を超えて8.5時間以下の場合
は、8.5時間分としてください。

当該経費の請求は、不在者投票管理者から外部立会人に対し謝金及び旅費を支給した上で、「請求書」を選挙期日後15日以内に提出してください。

※(1)と様式が異なるので、注意してください。

- ② 市区町村の選挙管理委員会が、外部立会人を特別職の地方公務員と位置づけた上で指定施設ごとに個別に任命し、不在者投票管理者がその者を選任した場合

指定施設の所在する市区町村の選挙管理委員会が外部立会人に対して、当該市町村の定める条例等に基づき報酬等を支給しますので、不在者投票管理者から外部立会人への報酬等の支給は不要です。手続の詳細は市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

1 3. 指定病院等における不在者投票の管理に関する質疑応答集

(1) 投票用紙等の請求

問 依頼状に自分で名前等を記載することができない者から、不在者投票用紙等の請求の依頼があった場合、依頼状をどのように記載したらよいか。

答 本人の意思を十分に確認の上、依頼状の「住所」「氏名」「生年月日」欄は代理記載人が記載し、「氏名」欄の直下に「代理記載人〇〇〇〇」と記載されたい。

問 入院患者から投票用紙の代理請求の依頼を受けたが、郵便等による送付では間に合わないため、本人の家族に院長の補助者として選挙管理委員会に請求に行かせてよいか。

答 院長の管理権の及ぶもの（補助者）と認められれば差し支えない。

なお、その際、院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書を携帯させるよう配慮されたい。

問 投票用紙等の代理請求の際に選挙人から徴する依頼状は、選挙管理委員会に送致するのか、手元に保管するのか。

答 不在者投票管理者において保管されたい。

なお、選挙の期日から当該選挙の任期の間は確実に保存されたい。

(2) 候補者の氏名掲示

問 入院患者から、候補者氏名の一覧を掲示してほしい旨の希望が多いので、病院側で作成し、掲示して差し支えないか。

答 差し控えられたい。なお、選挙人から希望があった場合、「〇月〇日付の〇〇新聞ではこうなっている」といって、全ての候補者が公平に掲載されている新聞を見せることは差し支えない。

(3) 不在者投票をする期間

問 市区町村選挙管理委員会から投票用紙等を交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、期日を定めて投票を行う日まで不在者投票管理者が保管することとしてよろ

しいか。

答 不在者投票をする期日を定めることについては差し支えないが、その特定日以外に投票の申出があった場合にこれを拒否することはできない。

また、不在者投票管理者で保管することについては、選挙人における保管が困難であると判断される場合、選挙人の了解を得て保管することは差し支えない。この場合は、カギのかかる金庫等に入れて厳重に保管すること。

(4) 不在者投票の方法

問 選挙人から代理請求があり、投票用紙等の交付を受けた後、本人が昏睡状態等に陥り不在者投票ができなくなった場合、どう処理したらよいか。

答 投票日の前日まで不在者投票管理者において保管すること。

なお、投票日経過後、理由を付して交付を受けた選挙管理委員会に返送されたい。

問 自書能力もなく、口も利けない人が候補者の一覧表を載せた新聞を持ってきて、自分が投票したい者の氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができるか。

答 選挙人の意思が確認できる限り差し支えない。

問 投票箱についての定めはあるか。

答 ない。なお、一定の適当な箱（例えば、手下げ金庫）に一時保管されたい。

問 投票立会人は、不在者投票の期間中に変更して差し支えないか。

答 差し支えない。

問 「記名」と「署名」とはどう違うのか。

答 記名は、本人以外の者が記載してもよいが、署名は、自書しなければならない。したがって、記名の場合はゴム印等を使用できるが、署名の場合はできない。

問 不在者投票管理者は、必ず投票記載場所に立会人とともにいなければならないか。

答 管理権が及ぶ場所にいれば、必ずしも投票記載所にいる必要はない。

ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合は、さらに代理投票の補助者2人（不在者投票管理者の事務補助者との兼務は可）がいなければならない。

問 投票用紙を送致する場合、簡易書留等の方法による方が良いか。

答 県選管では、発送等の記録が残る「レターパックプラス」の使用を推奨している。

(5) そ の 他

問 指定施設等における不在者投票のうち、市区町村の投票管理者において不受理と決定される投票というのはどういうものか。

答 おおむね次のようなものである。

ア 投票用外封筒に選挙人の署名がない投票

イ 投票用外封筒に所定の記載のないもの

ウ 投票用外封筒の封が破られているもの

問 院長が候補者となったため、副院長が不在者投票管理者となるが、この場合、何らかの選任手続が必要か。

答 必要ない。このような場合は当該病院、施設等の長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者が当然に不在者投票管理者となり、依頼状のとりまとめ、投票用紙等の請求、不在者投票、投票の送致、経費の請求等を行うことになる。なお、自分が立候補した選挙だけでなく、候補者としての身分を有している期間に行われるすべての選挙について、不在者投票管理者になれないことに注意されたい。

問 特別養護老人ホームで老人短期入所事業を行っているが、短期入所中の者についても施設内で不在者投票を行うことができるか。

答 当該施設が指定施設である場合には、短期入所中の者であっても、不在者投票事由があり、かつ投票用紙等の請求から不在者投票を行うまでの間入所している見込みであるときは、他の入所者と同様、当該施設の長を不在者投票管理者として不在者投票をすることができる。